（投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則の一部改正）

第四条　投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「商業登記規則」の下に「第一条の二第一項及び第二項、」を加え、「第三十七条」を「第三十六条の三」に改め、「場合において」の下に「、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と」を加える。

別表第一名称区の項及び別表第二名称区の項中「組合の名称」を「会社法人等番号　組合の名称」に改める。

（投資法人登記規則の一部改正）

第五条　投資法人登記規則（平成十年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（昭和三十九年法務省令第二十三号）」の下に「第一条の二第一項及び第二項、」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは、「登記所」と読み替えるものとする。

別表商号区の項中「商号　商号譲渡人の債務に関する免責」を「会社法人等番号　商号　商号譲渡人の債務に関する免責」に改める。

（限定責任信託登記規則の一部改正）

第六条　限定責任信託登記規則（平成十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「商業登記規則」の下に「第一条の二第一項及び第二項、」を、「場合において」の下に「、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と」を加える。

別表名称区の項中「限定責任信託の名称」を「会社法人等番号　限定責任信託の名称」に改める。

（一般社団法人等登記規則の一部改正）

第七条　一般社団法人等登記規則（平成二十年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（昭和三十九年法務省令第二十三号）」の下に「第一条の二第一項及び第二項、」を、「場合において」の下に「、同規則第一条の二第一項中「登記所及び次の各号に掲げる区分」とあるのは「登記所」と」を加える。

別表第一名称区の項及び別表第二名称区の項中「名称　名称譲渡人の債務に関する免責」を「会社法人等番号　名称　名称譲渡人の債務に関する免責」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にされた商号の譲渡による変更の登記の申請又は商号の相続による変更の登記の申請に係る登記に関する手続については、第一条の規定による改正後の商業登記規則第五十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第三百十八号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における平成二十七年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

平成二十七年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九四五五
			北斗市	○・○五四五
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・九二五三
			勇払郡厚真町	○・○七四七
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・三八五七
			石狩市	○・六一四三
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・八八九二
			塩竈市	○・○五七七
			多賀城市	○・○二八一
			宮城郡七ヶ浜町	○・○二五〇
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・○四七八
			相馬郡新地町	○・九五二二
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・五七〇二
			那珂郡東海村	○・四二九八
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一〇〇〇
			神栖市	○・九〇〇〇
千葉県	木更津港	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	木更津市	○・一三五二
			君津市	○・六一五五
			富津市	○・二四九三
	千葉港	横浜税関千葉税関支署	千葉市	○・三七二五
			市川市	○・○〇七三
			船橋市	○・○四二六
			習志野市	○・○〇六二
			市原市	○・三五一五
			袖ケ浦市	○・二一九九
新潟県	新潟港	東京税関新潟税関支署	新潟市	○・五〇九九
			北蒲原郡聖籠町	○・四九〇一
富山県	伏木富山港	大阪税関伏木税関支署	高岡市	○・一七九八
			射水市	○・八二〇二